○農林水産省告示第九百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町高数字土居一八四の一、一八四の二、一八五の一から一八五の五まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　高知県吾川郡いの町小川新別字石ケ谷二三三六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市河原町小河内字鳥羽六六二の二六、字奥山九三五の一〇六から九三五の一〇八まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町遅沢字将賢林一九九七、一九九八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字将賢林一九九七・一九九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月十六日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　三重県度会郡度会町鮠川字椿原九七一、九七二（次の図に示す部分に限る。）、字中黒谷一〇八六の一、一〇八六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び度会町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省環境省告示第五号

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号）第十一条第二号及び別表第三の規定に基づき、次の機関を登録講習機関として登録したので、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第三号）第三十五条第一号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月十六日

経済産業大臣　武藤　容治

環境大臣　浅尾慶一郎

㈠　登録の年月日　令和七年六月十六日

㈡　登録番号　第五号の一

㈢　登録を受けた者の名称　株式会社Gakken LX

㈣　住所　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号

㈤　法人である場合の代表者の氏名　岩藤　匡史

㈥　講習の業務を行う事務所の名称及び所在地　株式会社Gakken LX　東京都品川区西五反田二丁目十一番八号

○関東地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十六日

関東地方整備局長　岩﨑　福久

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三百五十七号　船橋市西浦二丁目七番七から同市西浦二丁目七番一〇まで　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月十六日

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月十六日

中国地方整備局長　林　正道

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三十号　岡山市南区藤田字錦一六七〇番五地内　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年六月十六日